

スマートフォン・携帯電話持ち込み届出書について

最近のスマートフォンのアプリによるトラブルやLINEによるいじめなど、生徒を取り巻く問題はより一層複雑になっております。本校でもスマートフォン・携帯電話(以下、モバイルフォン)の持ち込みは原則禁止です。ただし、持ち込みが必要な場合は、「スマートフォン・携帯電話持ち込み届出書」を提出してください。再度、本校におけるモバイルフォンのルールを親子で確認をしていただき、トラブルに巻き込まれることがないようにしてください。

【条件】 モバイルフォンは、以下の条件を満たしていることが必要である。

- ① 生徒本人と保護者の話し合いがなされ、家庭のルールが定められている。
- ② 校内規則および関係する法律をよく理解し、厳守する。
- ③ 学校緊急メールに登録する。

【スマートフォン・携帯電話持ち込み届出書が提出された上での校内規則】

- ① 生徒は、登校したらモバイルフォンの電源をオフにする。
※登校時、校舎に入る前に電源を切り、下校時、校舎から出るまで電源を入れない。
＜放課後の活動(部活動・補習など)においては担当者の指示に従う＞
- ② 校内ではモバイルフォンを所定の場所に置いておく(定期考査中も含む)。
※考査ではポケットの中にあるだけで、テストに対する不正行為となる。
- ③ 届出されていないモバイルフォン(ダミーなど)は利用しない。
※機種変更など変更が生じた場合は、速やかに生徒指導部へ申し出る。
- ④ 学校には公衆電話がないので、家庭と緊急に連絡する場合は担任や先生に申し出る。

【校舎内で生徒がモバイルフォンを使用していた場合】

- ① 使用している生徒・校舎内で電源を入れている生徒を見つけた先生が担任に連絡し、モバイルフォンを放課後まで預かる。反省文を書き、翌朝担任に提出して反省文を持って担任、学科主任の指導を受ける。
(担任は生徒指導部に連絡)
- ② 再度(2回目)使用した場合は、反省文を書き生徒指導部の指導を受ける。5日間の反省活動を行うが、その間モバイルフォンを生徒指導部に預ける。
- ③ 3回目指導。保護者に来校していただき持ち込み届出の取り消し指導。

【届出書が提出されずに生徒がモバイルフォンを使用していた場合】

保護者に来校していただき指導を受ける。

【各規制法などについて】

- ① 個人情報を出ししない、させない。(2005年「個人情報保護法」)
- ② 出会い系サイト、悪意のあるホームページにはアクセス・利用しない。(2003年「出会い系サイト規制法」)
※スパイウェア、フィッシング詐欺、ワンクリック詐欺、架空請求詐欺などにも注意をする。
- ③ 著作権・肖像権を侵害しない。(著作権法、プライバシー保護法)
- ④ フィルタリングを外さない。(2008年「青少年インターネット環境整備法」、2014年「岐阜県青少年健全育成条例」)

【トラブルを防ぐために】

- ① メール、掲示板、X(旧:Twitter)、LINEなどで誹謗中傷・名誉毀損などをしない。
- ② メール、掲示板、X(旧:Twitter)、LINEなどを使用する際、学校(学年、クラス、授業、部活動のこと)をインターネット上にあげない。
- ③ チェーンメールを受信しても自分のところで止める。必要以上に自分のアドレス等を他人に漏らさない。友達のアドレス等も勝手に知らせない。

最後に、保護者の責任においてモバイルフォンを持たせる意図、そしてルールをお子様としっかり話し合ってください。ご協力をお願いします。